

社会福祉法人一粒福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人 一粒福祉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二条の規定に基づき、役員（理事、及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

（当法人職員給与との併給）

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、当該会議に出席した都度報酬を支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める通り支給する。

- （1）役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（端数の処理）

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- （1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2）50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（役員等の報酬等の算定方法）

第6条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（公表）

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

[illegible]

1 役員・評議員名簿

役員名簿 (法人名 社会福祉法人一粒福社会)

定数(理事 7 名 監事 2 名) 欠員(理事 名 監事 名)

役職名	氏 名		住 所	職 業 等				報 酬
理事長	明見 勝好		枚方市					月額・日額・1回当たり 5000 円
理 事	池田 清樹		堺市					月額・日額・1回当たり 5000 円
理 事	小林 明		大阪市					月額・日額・1回当たり 5000 円
理 事	高橋 三郎		大東市					月額・日額・1回当たり 5000 円
理 事	濱口 稔		大東市					月額・日額・1回当たり 5000 円
理 事	明見 陸子		枚方市					月額・日額・1回当たり 5000 円
理 事	東 豊美		大東市					月額・日額・1回当たり 5000 円
監 事	森川 みどり		大東市					月額・日額・1回当たり 5000 円
監 事	坂下 豊作		枚方市					